

# 船舶事故調査報告書

令和7年8月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年2月16日 14時25分頃
発生場所	千葉県木更津市中島地先海ほたる（木更津人工島）南西方沖 東京湾アクアライン海ほたる灯から真方位229° 1.9海里付近 （概位 北緯35° 26.6′ 東経139° 50.6′）
事故の概要	漁船源蔵丸は、南進中、また、遊漁船珠力丸は、北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年2月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 源蔵丸、6.6トン CB2-3498（漁船登録番号）、個人所有 第232-41627号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 珠力丸、5トン未満（長さ9.71m） 240-33241千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特定
負傷者	A なし B 軽傷 2人（釣り客）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 左舷船首部に亀裂及び擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、東京都江戸川区葛西臨海公園南方沖で底引き網漁の操業を終え、千葉県君津市小糸川漁港に向けて帰航を開始し、約6～7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進した。 船長Aは、A船の右舷船首方約200mからA船の進路を横切るように航行するB船を視認したので、A船を減速させ、その後、B船がA船の船首方を通過すると思いつつ、船首方だけに意識を向けて手動操舵で操船していた。 A船は、船長Aが、右舷船首方から接近するB船に至近になってから気付いて主機を後進としたものの間に合わず、右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長Aは、両船の負傷者の有無及び損傷状況を確認して友人に本事故発生の連絡をした後、A船を小糸川漁港に着岸させた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的

	<p>で、千葉県市川市江戸川放水路の棧橋を出航し、海ほたる付近の釣り場に移動していた。</p> <p>船長Bは、釣果に不足を感じていたため、海ほたる南西方沖において魚群探知機の画面に意識を向けながら、B船を約18knの速力で北東進させていた。</p> <p>B船は、船長Bが、左舷船首方に目を向けると約20m先にA船を認め、右舵を取るとともに主機を中立としたものの間に合わず、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、釣り客の負傷状況及びB船の損傷状況を確認して所属する会社に本事故発生を連絡した後、B船を自力航行させて江戸川放水路の棧橋に帰着させた。</p> <p>負傷した釣り客2人は、病院を受診し、医師から坐骨骨折及び頸椎捻挫とそれぞれ診断された。</p> <p>船長Bは、釣果に不足を感じていたため、釣り場を移動する際、魚群探知機の画面を見ることに意識を向けていた。</p> <p>船長Bは、令和元年12月27日に千葉県知事から遊漁船業者の登録を受けていた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、南進中、船長Aが、船首方だけに意識を向け、右舷船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首方に認めていたB船が接近していることに気付くのが遅れ、主機を後進としたものの間に合わず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、右舷船首方にB船を認めた際、A船を減速させたので、B船がA船の船首方を通過すると思い、船首方だけに意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、北東進中、船長Bが、魚群探知機の画面を見ることに意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船の存在に気付くのが遅れ、右舵を取るとともに主機を中立としたものの間に合わず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、釣果に不足を感じていたため、釣り場を移動する際、魚群探知機の画面を見ることに意識を向けていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が南進中、B船が北東進中、船長Aが、右舷船首方の見張りを適切に行っていなかったため、B船が接近していることに気付くのが遅れ、また、船長Bが、魚群探知機の画面を見て、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、A船の存在に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、操船中、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 船長は、事故等が発生した場合、速やかに海上保安庁へ通報すること。</li> </ul>